

大阪府庁POS 手数料\11,500-



覚醒剤原料取扱者指定申請

## 覚醒剤原料取扱者指定申請書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定により、  
覚醒剤原料取扱者の指定を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

大阪府知事 殿

業務所の所在地 及び 名 称	(TEL : )
取 扱 品 目	
参 考 事 項	覚醒剤取締法施行規則第9条第4号イ~ホの別、業種名 月間取扱予定数量・・・品名、数量 取扱責任者 職名、氏名

(備考)

1. 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
2. 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 取扱品目欄には、一般的名称を記載すること。
4. 参考事項欄には、覚醒剤取締法施行規則第9条第4号に規定する者のいずれかに該当するかの別及びその業種名その他参考となるべき事項を記載すること。
5. 法人の場合は定款等を添付すること。

## 1. 記載上の注意

- (1) 「住所、氏名」は申請者の住所（法人にあっては登記されている本社の所在地）、氏名（法人にあっては法人の商号、代表者の氏名）を記載すること。
- (2) 業務所の所在地、名称欄には医薬品製造業等許可を受けている所在地、名称を記載すること。
- (3) 取り扱い品目欄には、取り扱う品目の一般的名称（塩酸エフェドリン、フェニル酢酸等）を記載すること。
- (4) 参考事項欄には次の事項を記載すること。
  - ① 次のア～オのいずれかに該当するかの別及び業種名
    - ア) 薬局開設者
    - イ) 医薬品製造業者
    - ウ) 医薬品販売業者
    - エ) 覚醒剤原料を香料又は試薬その他化学薬品として譲り渡すことを業とする者
    - オ) 香料又は化学薬品の製造業又は販売業もしくは石鹼の販売業者
  - ② 取扱責任者の氏名
  - ③ その他参考となる事項

## 2. 添付書類

- (1) 法人にあっては登記簿謄本（発行日から6ヶ月以内のもの）
- (2) 法人にあっては定款の写し
- (3) 業務所平面図（保管場所を明示したもの）
- (4) 保管場所の写真又は立体図（施錠及び固定が確認できるもの）
  - \* (1) の添付書類は医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による許可を受けている事業者については必要としない。
- (5) 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による許可を受けている事業者については、その許可証の写し

## 3. 提出先及び部数

大阪市、堺市、東大阪市に所在する業務所にあっては申請書及び添付書類1部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループへ、その他の地域にあっては、申請書及び添付書類1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。